

No.	ページ	項目名	質 問	回 答
1	6ページ	1. (5) 認定の有効期間	【事業期間について】 事業期間満了時の取り扱い（更新の可否、原状回復の範囲・方法）について、現時点での市の考え方をご教示ください。	・更新はできません。必要に応じて再度公募となります。 ・原状回復についてはP6（6）イ）に記載の通りです。
2	7ページ	1. (7) 事業内容の変更	【事業内容の変更について】 ・市の承諾事項の範囲についてどこまで想定されているかご教示ください。（例：テナントの入れ替えのケース、カフェ等の飲食店からパン販売等の食品販売店への切り替え等のケースも事前承諾必要でしょうか。） ・本件について、設置管理許可された者（契約者）から事業者（実際の運営業者（商業、カフェ））への転貸契約について可能かどうかご教示ください。	・基本協定書の内容からの変更は全て承諾事項となります。なお、公募設置等指針に1.（7）の記載の通り、例示のような開業後の事業内容の変更は、原則、設置管理許可及び管理許可の更新時のみとなります。 ・事業計画の範囲内での転貸契約は可能とします。事業計画で記載のない転貸契約はできません。
3	7ページ	1. (9) その他	【周辺連携について】 周辺施設や地域との連携について、市が想定する具体的な連携内容や協議体制があればご教示ください。	・本事業目的に合致する内容を応募者でご提案ください。
4	8ページ	(5) その他 ①インフラ施設の整備及び管理運営	【地下埋設物について】 対象区域内に既存の上下水道・雨水管・電気等の埋設物が確認されますが、移設・保護が必要となった場合の責任分担および費用負担の考え方を ご教示ください。	・全て認定計画提出者の責任および費用負担となります。また、原状回復の対象となります。

No.	ページ	項目名	質 問	回 答
5	10ページ	2. (1) 及び (5) 等 公募対象公園施設に係る事項	【公募対象施設について】 ・公募対象施設として想定されている飲食・物販施設について、建築面積・延床面積・階数・席数等の上限および下限の考え方があればご教示ください。 ・対象範囲以外での設置も提案可能でしょうか。	・公募対象公園施設の設置可能区域300㎡を建築基準法上の敷地面積の上限とします。これに基づき都市計画法などの規制に沿って、建築面積、延べ床面積等をご検討ください。 ・できません。
6	11ページ	2. (4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	【使用料・収益について】 公募対象施設に係る使用料の算定方法および最低使用料の設定有無についてご教示ください。	・提案使用料（円/㎡・月）×公募対象施設の設置面積×12カ月で算出されます。最低額はP11（4）の表に記載された額で算出した金額となります。
7	12ページ	3. (1) 特定公園施設の種類	【ランドマーク整備について】 ランドマーク的要素の設置が求められていますが、想定される規模（高さ・大きさ）や素材、景観上の制限等があればご教示ください。	・屋外に設置するものとして耐久度等を考慮し、検討してください。また規模や素材については各種法規制によることとします。
8	14ページ	3. (4) 特定公園施設の条件	【特定公園施設の整備について】 ・北側エントランス広場等の特定公園施設について、舗装材・植栽・ベンチ・照明等に関するデザイン基準や指定仕様があればご教示ください。 ・対象範囲以外での設置も提案可能でしょうか。	・構造物についてはP13（4）に記載の範囲内での提案とします。 ・できません。

No.	ページ	項目名	質 問	回 答
9	14ページ	4.(1) 管理運営に係る事項 公	【維持管理について】 供用開始後の植栽管理・清掃・美化・巡視等の維持管理について、事業者を求める頻度・水準の目安があればご教示ください。	・具体的な頻度・水準についての設定はありません。
10	15ページ	5.(1)②エ) 応募者の資格	【設計監理の実績について】 自治体による公募型プロポーザルにより選定され、公有地を取得した民間企業が公的補助を受けて計画地内に整備した公共性の高い広場等の設計・監理を行った実績は、本要件に該当すると判断してよろしいでしょうか。	実績内容により判断させていただきます。別途お問い合わせください。
11	15ページ	5.(1)②エ) 応募者の資格	【「広場」の定義について】 自治体所有地の定期借地権活用事業等において選定された民間事業者からの発注により、公募要件に基づき設置された「広場（公開空地）」の設計・監理および管理運営協力を行った実績は、本指針の「広場の設計・監理実績」に含まれると判断してよろしいでしょうか。	「設計・監理および管理運営協力」の実績は、対象外とします。
12	－	その他	【安全・環境対策について】 工事期間中の交通規制、騒音・振動対策、作業時間帯等について、市として求める基準や制限があればご教示ください。	各種法規制に基づく基準に加え、公園及び周辺施設の利用を妨げないこととします。
13	－	その他	【検査・確認について】 中間確認や完成検査の実施回数・内容、およびそれに伴う事業者負担の有無についてご教示ください。	中間確認は各施設の内容により、必要に応じて行います。 完成検査は工事完了時に行います。 検査にかかる費用は全て事業者負担となります。

No.	ページ	項目名	質 問	回 答
14	12ページ	(5)①ソ)	【駐輪場の整備について】 ・敷地内に駐輪場(大型2輪車の駐輪も可)を整備することは可能でしょうか。 ・2輪での来場者の状況により、臨時的な駐輪場を設置することは可能でしょうか。その際、手続きの省略や費用の軽減などお考えはございますか。	・不可とします。 ・不可とします。
15	12ページ	(5)②カ)	【通年営業について】 ・提案事業のうち、一部施設は通年営業、一部施設は時期を限定して営業。という形での提案は可能でしょうか。 ・定休日の設定など通年営業の考え方をご教示ください。	・通年営業の部分があれば可とします。 ・通年営業は一年を通して一定のサイクルで運営されていることと定義します。